# 資料農1

全 員 協 議 会 資 料 令和3年(2021)3月15日 農林水産部農業振興課

# 出雲農業未来の懸け橋事業及び新出雲農業チャレンジ事業の見直しについて

# 〇令和3年度 出雲農業未来の懸け橋事業

### <u>総事業費 1億5,000万円</u>

農産振興事業 5,400万円(2,700万円) 特産振興事業 5,000万円(2,500万円) 畜産振興事業 4,600万円(2,300万円) ※()内は市費分

(新規=網掛け)

	種目	新規・見直し・継続	ポイント
	1 集落営農組織推進事業	見直し	<ul> <li>・水田集積率が70%を超え、面積拡大が困難な地区へ配慮し、採択要件に含める。</li> <li>・補助率の変更新規導入1/2⇒1/3新規設立1/2更新1/4⇒1/5拡大困難1/6</li> <li>・農機具格納庫に対する補助を廃止</li> </ul>
	2 水田担い手認定農業者 育成事業	見直し	・事業実施主体の要件を追加(集落営農組織推進事業と区別) ・中山間地域へ配慮し、経営面積の目標を低減 ・補助率の変更(更新1/4→1/5)
	3 地区担い手育成ビジョン 実践活動促進事業	継続	
農産振興事業	4 水田農業新栽培技術支援事業	見直し	・麦等も対象とし、「米づくり」を「水田農業」に名称変更 ・新技術として、ドローンやGPSを活用するシステム等を対象と する。
	5 麦・そば等生産推進事業	見直し	・内容の土地利用型作物に小豆を追加 ・事業実施主体の認定農業者を個人または農地所有適格法 人に限定 ・補助率の変更(更新1/4→1/5)
	6 堆肥による土づくり推進事業	継続	
	7 耕畜連携推進事業	見直し	・補助率の変更(更新1/4⇒1/5)
	8 農業者と地権者の共生支援事業	継続	
	9 農産振興応援事業	見直し	・県の補助額と合せて1/2以内の補助となる補助率 ・経営継承、有機農業に関する事業を採択要件に追加
	10 経営多角化支援事業	新規	・水稲中心の生産体制から高収益作物の生産への取り組み を促す事業 ・水稲育苗及び高収益作物を生産・出荷できるハウスの建設 に対する補助
	11 多様な農業者等支援事 業	見直し	・特認事業から農産振興事業へ振分け

	種目	新規・見直し・継続	ポイント
特産振興事業	1 特産振興施設等整備事業	見直し	<ul><li>事業実施主体の認定農業者を個人または農地所有適格法人に限定</li></ul>
	2 産地維持対策事業	継続	
	3 デラウェア早期出荷対策 事業	見直し	・補助金額を出荷期間により、段階的に差を設ける。 ・ガス加温機導入にかかる経費を支援(補助率1/4)
	4 菌床しいたけ生産拡大対 策事業	見直し	・ハウスの建設時期に配慮し、栽培開始後2年以内まで認める。 ・新規開始時及び新たに周年栽培を開始する際それぞれ1 回に限り補助
	5 特産振興応援事業	見直し	・県の補助額と合せて1/2以内の補助となる補助率 ・経営継承、有機農業に関する事業を採択要件に追加
	6 多様な農業者等支援事 業	見直し	・特認事業から特産振興事業へ振分け
	1 繁殖牛確保支援事業	見直し	・子牛の購入費の補助率を2/3以内から1/2以内に変更
	2 地元産肥育牛導入支援事業	継続	
	3 乳用初妊牛確保支援事業	継続	
畜産振興	4 畜産基盤整備推進事業	見直し	・施設整備に対する補助を廃止 ・機械更新の補助率を1/4→1/5とし、補助上限を600千円と する。
事業	5 市内産飼料利用定着化 促進事業	見直し	・補助上限を5,000千円とする。
	6 畜産振興応援事業	見直し	・県の補助額と合せて1/2以内の補助となる補助率 ・経営継承に関する事業を採択要件に追加
	7 多様な農業者等支援事 業	見直し	・特認事業から畜産振興事業へ振分け
	1 多様な農業者等支援事 業	削除	・農産・特産・畜産振興事業へ振分け
	2 直売拡大支援事業	見直し	・採択要件の200千円以上の販売額増加を「直売」販売額増加に変更
	3 病害虫等緊急対策事業	継続	
特認言	4 認定農業者応援事業	継続	
事業	5 GAP認証取得者応援事業	見直し	・GAP認証の種類によって補助額に差を設ける。
	6 農業振興施策提案型事 業	継続	
	7 地域に根差した担い手等 支援事業	新規	・小規模農家支援(中山間地域を対象とする) ・トラクター、田植機、コンバインの導入補助(補助率:新規 1/3、更新1/5)

# 参考: JAしまね出雲地区本部独自事業 1,000万円 JAしまね斐川地区本部独自事業 300万円

	種目	新規・見直し・継続	ポイント
	1 ハウス能力維持対策事業	継続	
	2 遊休・荒廃農地防止および市街地飛び農地対策支援 事業	見直し	・研修目的の雇用にかかる経費に対する補助を追加
	3 青色申告者支援対策事業	継続	
J A	4 集落営農次世代リーダー 育成事業	継続	
出雲独自	5 認定農業者の法人化支援事業	継続	
	6 地域に根差した担い手等 支援事業	新規	・小規模農家支援(市街地を対象とする) ・トラクター、田植機、コンバインの導入補助(補助率:新規 1/3、更新1/5)
	7 獣害発生圃場における次期作支援事業	新規	・有害獣被害後、次期作に取り組む生産者を支援(資材購入経費の10/10以内、上限30,000円以内/年/経営体)・農作物の前年販売実績が年額30万円上の農家で、中山間地域の者を対象とする。
	1 ハウス修繕支援事業	見直し	・リニューアルに必要な資材に防風網を含める。
	2 花のまち斐川振興支援事業	見直し	・菜の花を含め、名称を変更
	3 さつまいも振興支援事業	継続	
J A 斐	4 認定農業者(個人)の法 人化支援事業	継続	
川独自	5 集落営農後継者育成事 業	継続	
	6 スマート農業支援事業(ソ フト事業)	継続	
	7 水田均平化作業委託支援事業	新規	・圃場の均平化作業にかかる経費を補助(1/4以内、50aが上限)

## 〇令和3年度 新出雲農業チャレンジ事業

# 総事業費 1,500万円 (市単独事業)

### 見直しのポイント

#### ① 事業の構成について

事業の見直しにあたり、下記の3つの柱(中事業)の下に各事業メニューを再配置し、目的が 分かりやすい事業体系としました。

# 新出雲農業チャレンジ事業

中山間地域農業 支援事業	担い手支援事業	モデル的・先駆的 取組支援事業
・中山間地域除草 作業省力化支援 事業 ・中山間地域農業 課題解決メソッド 提案事業	・新規就農支援事業 ・親元就農促進事業 ・GAP認証取得支援 事業 ・遊休農地等利活用 事業	・スマート農業推進 事業 ・チャレンジ品目 生産支援事業 ・トキと歩む環境 農業推進事業

#### ② 主な改正内容について

新規=網掛け

		1		
事業メニュー名		ポイント(新規・継続・見直しの別)		
中	山間地域農業支援事業			
	中山間地域除草作業省力化支援事業	見直し	ドローン購入補助を廃止	
	中山間地域農業課題解決メソッド提 案事業	見直し	対象地域を中山間に限定し支援を強化。	
担い手支援事業				
	新規就農支援事業	継続		
	親元就農促進事業	新設	国県補助事業の対象外となった新規親元	
			就農者への支援制度。年額 300 千円/人	
	GAP認証取得支援事業	見直し	生産管理システム使用料補助を追加	
	遊休農地等利活用事業	新規	遊休農地解消に向けた取組を強化。	
			定額・上限 100 千円/10 a	
Ŧ	デル的・先駆的取組支援事業	•		
	チャレンジ品目生産支援事業	継続		
	スマート農業推進事業	見直し	「スマート農業実証プロジェクト」で実 証した技術普及に向けた補助に特化。	
			補助率の変更 1/3⇒1/2	
	トキと歩む環境農業推進事業	見直し	補助上限額の変更。	
			定額 100 千円⇒200 千円	

廃止事業:集落営農広域連携支援事業(実績により)

加工・販売支援事業、宍道湖西岸地区営農計画推進事業(懸け橋事業へ集約)